

標識・揭示板

1 標識

標識は、次によること。（危省令第17条第1項抜粋）

- (1) 標識は、幅0.3メートル以上、長さ0.6メートル以上の板であること。
- (2) 標識の色は、地を白色、文字を黒色とすること。

標識（例図）



2 揭示板

揭示板は、次によること。（危省令第18条第1項抜粋）

- (1) 揭示板は、幅0.3メートル以上、長さ0.6メートル以上の板であること。
- (2) 揭示板には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の類、品名及び貯蔵最大数量又は取扱最大数量、指定数量の倍数並びに政令第31条の2の製造所等（危険物保安監督者を定めなければならない製造所等）にあつては危険物保安監督者の氏名又は職名を表示すること。
- (3) 前記(2)の揭示板の色は、地を白色、文字を黒色とすること。
- (4) 前記(2)の揭示板のほか、貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じ、次表に掲げる注意事項を表示した揭示板を設けること。

注意事項一覧表

類別	貯蔵又は取扱う危険物	表示内容	掲示板の色
第1類	アルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含むもの	禁水	地-青 ・ 文字-白
	上記以外のもの	なし	
第2類	引火性固体	火気厳禁	地-赤 ・ 文字-白
	引火性固体以外のもの	火気注意	地-赤 ・ 文字-白
第3類	自然発火性物品	火気厳禁	地-赤 ・ 文字-白
	禁水性物品	禁水	地-青 ・ 文字-白
第4類	すべて	火気厳禁	地-赤 ・ 文字-白
第5類	すべて	火気厳禁	地-赤 ・ 文字-白
第6類	すべて	なし	

注1 禁水性物品とは、第3類の危険物のうち政令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。

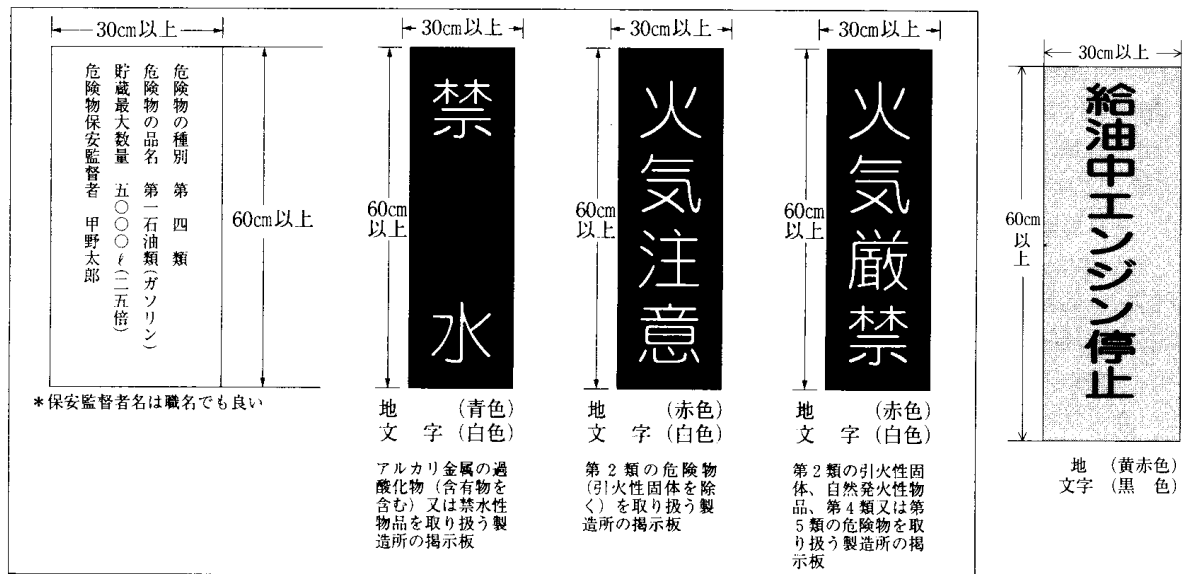
注2 自然発火性物品とは、第3類の危険物のうち政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。

注3 同一設備を用いて2種類以上の危険物を製造又は取り扱いをするときは、最大数量に係る危険物であるか否かを問わず、製造所等において取り扱うすべての危険物の類及び品名を表示すること。

注4 第2類及び第4類等の危険物を同時に取り扱う場合において、「火気厳禁」の掲示板を設ければ「火気注意」の掲示板は設けなくてもよい。

(5) 給油取扱所にあつては、(2) 及び(4) の掲示板のほか、地を黄赤色、文字を黒色として「給油中エンジン停止」と表示した掲示板を設けること。

掲示板（例図）



3 標識及び掲示板の材質

標識及び掲示板の材質は、耐候性、耐久性があるものとし、また、その文字は、雨水等により容易に消えることがないものとしなければならない。☆

4 標識及び掲示板の設置位置

- (1) 製造所・屋内貯蔵所・屋内タンク貯蔵所・販売取扱所・一般取扱所
出入口付近等の外部から見やすい箇所に設けること。
また、主たる出入口が2以上ある場合には、2カ所以上設けること。
- (2) 屋外タンク貯蔵所
 - ア 主たる道路面等の外部から見やすい箇所に、屋外タンク貯蔵所ごとに設けること。
 - イ タンクが群としてある場合には、見やすい箇所に一括して設けることができること。この場合、掲示板と各タンクとが整合できるように措置を講ずること。
- (3) 地下タンク貯蔵所
地下貯蔵タンクの上部付近等の外部から見やすい箇所に設けること。
また、地下貯蔵タンクが2以上ある場合にあっては、わかりやすい配置図並びにタンク毎に貯蔵する危険物の数量、品名を記載しておくこと。中仕切のあるタンクについても同様とする。
- (4) 屋外貯蔵所
屋外貯蔵所が面している主たる道路から見やすい箇所に設けること。
- (5) 簡易タンク貯蔵所
 - ア 屋外に設ける簡易タンク貯蔵所
上記(4)の例によること。
 - イ 専用室内に設ける簡易タンク貯蔵所
上記(1)の例によること。
- (6) 給油取扱所
自動車等の出入口付近の外部から見やすい箇所に設けること。